

○総務省告示第七十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三条第一項第十五号の規定に基づき、令和三年総務省告示第九十一号（電波法施行規則第三条第一項第十五号の規定に基づき、総務大臣が別に告示する業務を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十二日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>電波法施行規則第三条第一項第十五号に規定する、金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によつて行ふ総務大臣が別に告示する業務は、次の各号に掲げる業務とする。</p> <p>。なお、各号に掲げる業務には、営利を目的とする法人等の営利事業の用に供する業務は含まれない。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 教育又は研究活動のために行ふ業務</p>	<p>〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

○総務省告示第七十一号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五条の二の規定に基づき、令和四年総務省告示第三百三十一号（免許人以外の者が行う無線局（アマチュア局に限る。）の運用を、免許人がする無線局の運用とするものを定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十二日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

改正後	改正前
<p>免許人（電波法（昭和二十五年法律第百三十一号。以下「法」という。）第十四条第二項第二号の免許人をいう。以下同じ。）からアマチュア局の運用を行う免許人以外の者（法第五十条第三項各号のいずれが又は法第四十二条第一号若しくは第二号に該当する者を除く。以下「運用者」という。）に対して、法及びこれに基づく命令の定めるところによる無線局の適正な運用の確保について適切な監督が行われているアマチュア局の運用であつて、次に掲げるものとする。ただし、第一号の運用における立会いについては、運用しようとするアマチュア局の免許人が社団であつて、当該免許人の承諾を得て、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うときは、当該免許人の立会いを要しないこととする。</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>一 アマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮（立会い（これに相当する適切な措置を執るものを含む。）をするものに限る。以下同じ。）の下に、運用者が行う当該アマチュア局の運用であつて、次に掲げる要件に適合するもの</p> <p>イ アマチュア局の無線設備を操作することができる資格（外国において法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格を含む。以下同じ。）を有する運用者による運用であつて、当該資格で操作できる範囲内で運用するものであること。</p> <p>ロ 運用しようとするアマチュア局の免許の範囲内で運用するものであること。</p> <p>ハ 呼出し又は応答を行う際は、運用しようとするアマチュア局の呼出符号を使用するものであること。なお、当該アマチュア局の呼出符号の後に、運用者が開設するアマチュア局の呼出符号又は氏名を添付しても差し支えない。</p> <p>二 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十四条の十の規定により、アマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮の下に、</p>	<p>免許人（電波法（昭和二十五年法律第百三十一号。以下「法」という。）第十四条第二項第二号の免許人をいう。以下同じ。）からアマチュア局の運用を行う免許人以外の者（以下「運用者」という。）に対して、法及びこれに基づく命令の定めるところによる無線局の適正な運用の確保について適切な監督が行われているアマチュア局の運用であつて、次に掲げる要件に適合するものとする。ただし、第二号の立会いについては、運用しようとするアマチュア局の免許人が社団であつて、当該免許人の承諾を得て、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うときは、当該免許人の立会いを要しないこととする。</p> <p>一 運用者は、アマチュア局の無線設備を操作することができる資格を有し、かつ、当該資格で操作できる範囲内で運用するものであること。</p> <p>二 運用者は、運用しようとするアマチュア局の免許人の立会いの下で、かつ、当該アマチュア局の免許の範囲内で運用するものであること。</p> <p>三 呼出し又は応答を行う際は、運用しようとするアマチュア局の呼出符号を使用するものであること。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

運用者が行う試験アマチュア局の運用であるもの

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○総務省告示第七十二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十四条の八及び三十四条の九の規定に基づき、平成五年郵政省告示第三百二十六号（外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格、当該資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十二日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>〔一 略〕</p> <p>一 外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格を有する者が、本邦内でアマチュア局を開設していない場合において、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準第六条の二第一号④の者が開設する無線局の無線設備の操作を行おうとするときは、あらかじめ総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、令和四年総務省告示第三百三十一号に基づいて行う無線局の運用において当該無線局の操作を行う場合は、この限りでない。</p> <p>〔三〇八 略〕</p>	<p>〔一 同上〕</p> <p>一 外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格を有する者が、本邦内でアマチュア局を開設していない場合において、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準第六条の二第一号④の者が開設する無線局の無線設備の操作を行おうとするときは、あらかじめ総務大臣の登録を受けなければならない。</p> <p>〔三〇八 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

○ 総務省告示第七十三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第一号の三第1の表21の項及び第2の表2の項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第八十七号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件）の一部を次のように改正し、令和五年九月二十五日から施行する。

令和五年三月二十二日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前										
<p><u>1</u> 削除</p>	<p><u>1</u> アマチュア局の設備又は装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（設備又は装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。）</p> <table border="1" data-bbox="1155 405 2011 1345"> <thead> <tr> <th data-bbox="1155 405 1509 501">工事設計のうち軽微なものとするもの</th> <th data-bbox="1509 405 2011 450">適用の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1155 501 1509 874"> <p>1 空中線電力200ワット以下の送信機の工事設計</p> </td> <td data-bbox="1509 450 2011 874"> <p>当該部分の全部について、適合表示無線設備に係る工事設計に改める場合若しくはこれを追加する場合又は総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従って行った法第3章の技術基準に適合していることの保証を受けた送信機に係る工事設計に改める場合若しくはこれを追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 874 1509 1161"> <p>2 空中線の工事設計</p> </td> <td data-bbox="1509 874 2011 1161"> <p>当該部分の全部について削る場合又は改める場合若しくは追加する場合（送信機と空中線間に減衰器を追加する場合を含む。）。ただし、いずれも空中線の型式又は電気的特性に変更を来さないこととなる場合（減衰器の追加により空中線電力が低下する場合を除く。）に限る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 1161 1509 1257"> <p>3 空中線電力20ワット以下の送信機の部品に係る工事設計</p> </td> <td data-bbox="1509 1161 2011 1257"> <p>当該部品について改める場合に限る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 1257 1509 1345"> <p>4 送信機の部品及び当該送信機の外部入力端子に接続する附属</p> </td> <td data-bbox="1509 1257 2011 1345"> <p>次のいずれかの場合に限る。 1 空中線電力が20ワットを超え200ワット以下の</p> </td> </tr> </tbody> </table>	工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件	<p>1 空中線電力200ワット以下の送信機の工事設計</p>	<p>当該部分の全部について、適合表示無線設備に係る工事設計に改める場合若しくはこれを追加する場合又は総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従って行った法第3章の技術基準に適合していることの保証を受けた送信機に係る工事設計に改める場合若しくはこれを追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）</p>	<p>2 空中線の工事設計</p>	<p>当該部分の全部について削る場合又は改める場合若しくは追加する場合（送信機と空中線間に減衰器を追加する場合を含む。）。ただし、いずれも空中線の型式又は電気的特性に変更を来さないこととなる場合（減衰器の追加により空中線電力が低下する場合を除く。）に限る。</p>	<p>3 空中線電力20ワット以下の送信機の部品に係る工事設計</p>	<p>当該部品について改める場合に限る。</p>	<p>4 送信機の部品及び当該送信機の外部入力端子に接続する附属</p>	<p>次のいずれかの場合に限る。 1 空中線電力が20ワットを超え200ワット以下の</p>
工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件										
<p>1 空中線電力200ワット以下の送信機の工事設計</p>	<p>当該部分の全部について、適合表示無線設備に係る工事設計に改める場合若しくはこれを追加する場合又は総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従って行った法第3章の技術基準に適合していることの保証を受けた送信機に係る工事設計に改める場合若しくはこれを追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）</p>										
<p>2 空中線の工事設計</p>	<p>当該部分の全部について削る場合又は改める場合若しくは追加する場合（送信機と空中線間に減衰器を追加する場合を含む。）。ただし、いずれも空中線の型式又は電気的特性に変更を来さないこととなる場合（減衰器の追加により空中線電力が低下する場合を除く。）に限る。</p>										
<p>3 空中線電力20ワット以下の送信機の部品に係る工事設計</p>	<p>当該部品について改める場合に限る。</p>										
<p>4 送信機の部品及び当該送信機の外部入力端子に接続する附属</p>	<p>次のいずれかの場合に限る。 1 空中線電力が20ワットを超え200ワット以下の</p>										

装置に係る工事設計

送信機の部品の工事設計であつて、総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従つて行つた法第3章の技術基準に適合していることの保証を受けた場合

2 次に掲げる条件に適合する場合（前3号に規定する場合を除く。また、空中線電力200ワットを超える送信機の部品の工事設計であつて、総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従つて行つた無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第1項の規定による経過措置を受けている無線設備について同令附則第2条に規定する新規則の条件に適合していることの保証を受けた場合であつて、次に掲げる条件に適合する場合を含む。）

(1) 電波の型式又は空中線電力の指定の変更に伴う場合でないこと。

(2) 周波数の指定の変更に伴う場合（水晶片に係る工事設計を削る場合を除く。）でないこと

注 施行規則第10条第2項の規定により準用する場合においては、工事設計のうち軽微なものとするものの欄中「工事設計」とあるのは「変更の工事」と、適用の条件の欄中「に係る工事設計に改める場合」とあるのは「に取り替える場合」と、「に係る工事設計を追加する場合」とある

[2～9 略]	のは「を増設する場合」と、「新たな工事設計として追加する場合」とあるのは「新たに付設する場合」と、「削る場合」とあるのは「撤去する場合」と、「改める場合」とあるのは「取り替える場合」と、「追加する場合」とあるのは「増設する場合」と、「に係る工事設計を削る場合」とあるのは「を撤去する場合」とそれぞれ読み替えるものとする。 [2～9 同左]
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記もある。	

○総務省告示第七十四号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十条の二の規定に基づき、許可を要しないアマチュア局の無線設備に係る工事設計の軽微な事項を次のように定め、令和五年九月二十五日から施行する。

令和五年三月二十二日

総務大臣 松本 剛明

アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）の設備又は装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（設備又は装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。）

工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件
1 空中線電力200ワット以下の送信機の工事設計	当該部分の全部について、適合表示無線設備に係る工事設計に改める場合若しくはこれを追加する場合又は総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従って行った法第3章の技術基準

	<p>に適合していることの保証を受けた送信機に係る工事設計に改める場合若しくはこれを追加する場合(新たな工事設計として追加する場合を含む。)に限る。</p>
<p>2 空中線の工事設計</p>	<p>当該部分の全部について削る場合又は改める場合若しくは追加する場合(送信機と空中線間に減衰器を追加する場合を含む。)。ただし、いずれも空中線の型式又は電気的特性に変更を来さない場合(減衰器の追加により空中線電力が低下する場合を除く。)に限る。</p>
<p>3 空中線電力20ワット以下の送信機の部品に係る工事設計</p>	<p>当該部品について改める場合であって、無線設備の電気的特性に変更を来さないときに限る。</p>
<p>4 送信機の部品に係る工事設計(1の項から3の項までに掲げるものを除く。)</p>	<p>当該部品について改める場合又はこれを追加する場合であって、次のいずれかに該当する</p>

ときに限る。

- 1 200ワット以下の送信機の部品の工事設計であって、総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従って行った法第3章の技術基準に適合していることの保証を受けたとき
- 2 無線設備の電気的特性に変更を来さないとき(水晶片に係る工事設計を削ることにより周波数の変更を行う場合を除き、空中線電力200ワットを超える送信機の部品の工事設計であって、総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従って行った無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第1項の規定による経過措置を

	受けている無線設備について同令附則第2条に規定する新規則の条件に適合していることの保証を受けた場合を含む。)
5 適合表示無線設備の部品に係る工事設計	シンセサイザー方式の送信装置の周波数合成回路に係る工事設計に改める場合(当該設備について受けた法第4条第2号の適合表示無線設備に係る周波数の範囲を超えることとなる場合を除く。)に限る。

注 施行規則第10条の2第2項の規定により準用する場合には、工事設計のうち軽微なものとするものの欄中「工事設計」とあるのは「変更の工事」と、適用の条件の欄中「に係る工事設計に改める場合」とあるのは「に取り替える場合」と、「新たな工事設計として追加する場合」とあるのは「新たに付設する場合」と、「削る場合」とあるのは「撤去する場合」と、「改める場合」とあるのは「取り替える場合」と、「追加する場合」とあるのは「増設する場合」とそれぞれ読み替えるものとする。

○総務省告示第七十五号

平成二十一年総務省告示第二百六十二号（電波法施行規則第十一条の三第七号のアマチュア局の送信設備から発射される電波の特性周波数の測定を行うための装置を定める件）は廃止する。

令和五年三月二十二日

総務大臣 松本 剛明

○総務省告示第七十六号

令和三年総務省告示第九十二号（電波法施行規則第三十四条の十の規定に基づき、アマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者以外の者が行う場合の条件を定める件）は廃止する。

令和五年三月二十二日

総務大臣 松本 剛明

○総務省告示第七十七号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十条の二第四項（第二十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）に指定することが可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を一括して表示する記号を次のように定め、令和五年九月二十五日から施行する。

なお、平成二十一年総務省告示第百二十七号（アマチュア局において使用する電波の型式を表示する記号を定める件）は、九月二十四日限り、廃止する。

令和五年三月二十二日

総務大臣 松本 剛明

アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。以下同じ。）に指定することが可能な電波の型式、周波数及び空中線電力（以下「周波数等」という。）を一括して表示する記号は、次表のとおりとする。

無線従事者の資格	無線局の区分	周波数等	記号
第一級アマチュア無線技士	移動しない局	別表第1号	1 A F

	移動する局	別表第 2 号	1 A M
第二級アマチュア無線技士	移動しない局	別表第 3 号	2 A F
	移動する局	別表第 2 号	2 A M
第三級アマチュア無線技士	移動しない局	別表第 4 号	3 A F
	移動する局	別表第 5 号	3 A M
第四級アマチュア無線技士	移動しない局	別表第 6 号	4 A F
	移動する局	別表第 7 号	4 A M
	アマチュア業務の 中継用無線局	別表第 8 号	A T R

別表第 1 号 1 A F (第一級アマチュア無線技士が開設する移動しないアマチュア局)

記号	指定周波数	電波の型式	空中線電力	附款
1 A F	136.75kHz	全ての電波 の型式	200W	別記 1、別記 2、別記 3
	475.5kHz		200W	別記 1、別記 3、別記 9、別記 10
	1,910kHz		1,000W	別記 1 (1,825kHz から 1,875kHz までに限る。)

3,537.5kHz
3,798kHz
7,100kHz
10,125kHz
14,175kHz
18,118kHz
21,225kHz
24,940kHz
28.85MHz
52MHz
145MHz
435MHz
1,280MHz

1,000W	別記1 (3,575kHz から 3,580kHz まで及び 3,662kHz から 3,680kHz までに限る。)
1,000W	
1,000W	
1,000W	
1,000W	
1,000W	
1,000W	
1,000W	
1,000W	
500W	別記4
50W	別記5
50W	別記5
10W	別記1、別記5、別記6

2,425MHz		2 W	別記 1、別記 7、別記 8、別記 11
5,750MHz		2 W	別記 1、別記 8、別記 11、別記 12
10.125GHz		2 W	別記 1
10.475GHz		2 W	別記 8、別記 12
24.025GHz		2 W	別記 11、別記 12、別記 13
47.1GHz		0.2W	別記 12、別記 13
77.75GHz		0.2W	
135GHz		0.2W	
249GHz		0.1W	
4,630kHz	A 1 A	1,000W	別記 14

別記 1 この周波数の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、及び一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

2 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が 1 W 以下の場合に限る。ただし、電波の送信の地点から 100m の範囲内に鉄道線路がある場合は、等価等方輻射電力が、100m を 1 として鉄道線路からの距離を表した値を二乗した値に 1 W を乗じた値以下の場合に限る。

- 3 この周波数の使用は、高周波利用設備からの混信を許容しなければならない。
- 4 50MHzを超え51.5MHz以下の周波数を使用して外国のアマチュア局との通信を行うものであって、他の無線局の運用及び放送の受信に妨害を与えない場合に限り、1,000W以下の空中線電力とすることができる。
- 5 月面反射通信（月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下この表において同じ。）を行う場合に限り、500W以下の空中線電力とすることができる。
- 6 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角は、水平面からの見通し範囲内の山岳、地表面、立木及び建物その他の工作物の仰角の値に6度以上加えた値としなければならない。
- 7 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値を地表線（一の地点から見た地形及び地物と空との境界線をいう。以下この表において同じ。）から3度以上の値としなければならない。また、2,400MHzを超え2,405MHz以下の周波数の電波を使用する場合は、アマチュア衛星業務を行うアマチュア局の運用に妨害を与えない場合に限る。
- 8 月面反射通信を行う場合に限り、300W以下の空中線電力とすることができる。
- 9 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。

- 10 この周波数の使用は、電波の送信の地点から200mの範囲内に、住宅、事務所又は事業所その他の居住又は使用している建物が存在しない場合に限る。ただし、当該範囲内の建物の全ての居住者又は使用者が中波放送を受信しないことに関して了解している場合（全ての居住者又は使用者の了解を得ているものとして当該範囲内の建物の所有者又は管理者が了解している場合を含む。）は、この限りでない。
- 11 この周波数の使用は、産業科学医療用機器からの混信を容認しなければならない。
- 12 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値は、地表線から5度を超える値としなければならない。
- 13 月面反射通信を行う場合に限り、50W以下の空中線電力とすることができる。
- 14 この周波数の使用は、非常通信の連絡設定に使用する場合に限り、連絡設定後の通信は、他の電波により行わなければならない。ただし、他の電波によって非常通信を行うことができないか又は著しく困難な場合は、この限りでない。

別表第2号 1 AM及び2 AM（第一級アマチュア無線技士及び第二級アマチュア無線技士が開設する移動するアマチュア局）

記号	指定周波数	電波の型式	空中線電力	附款
----	-------	-------	-------	----

1 A M (第一級 アマチュ ア無線技 士が開設 する場合 に限 る。)	136.75kHz	全ての電波 の型式	50W	別記1、別記2、別記3	
	475.5kHz		50W	別記1、別記3、別記8、別記9	
	1,910kHz		50W	別記1 (1,825kHz から 1,875kHz まで に限る。)	
	3,537.5kHz		50W	別記1 (3,575kHz から 3,580kHz まで 及び 3,662kHz から 3,680kHz までに 限る。)	
	3,798kHz		50W		
	7,100kHz		50W		
	2 A M		10,125kHz	50W	
	(第二級 アマチュ ア無線技 士が開設 する場合		14,175kHz	50W	
			18,118kHz	50W	
			21,225kHz	50W	
	24,940kHz	50W			
	28.85MHz	50W			

に限 る。)	52MHz		50W	
	145MHz		50W	
	435MHz		50W	
	1,280MHz		1 W	別記 1、別記 4、別記 5、別記 6
	2,425MHz		2 W	別記 1、別記 5、別記 7、別記 10
	5,750MHz		2 W	別記 1、別記 5、別記 10、別記 11
	10.125GHz		2 W	別記 1
	10.475GHz		2 W	別記 5、別記 11
	24.025GHz		2 W	別記 5、別記 10、別記 11
	47.1GHz		0.2W	別記 5、別記 11
	77.75GHz		0.2W	
	135GHz		0.2W	
	249GHz		0.1W	
	4,630kHz	A 1 A	50W	別記 12

別記 1 この周波数の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、及び一次業務の無線局か

らの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

- 2 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。ただし、電波の送信の地点から100mの範囲内に鉄道線路がある場合は、等価等方輻射電力が、100mを1として鉄道線路からの距離を表した値を二乗した値に1Wを乗じた値以下の場合に限る。
- 3 この周波数の使用は、高周波利用設備からの混信を許容しなければならない。
- 4 この周波数の使用は、常置場所で使用する場合に限り、10W以下の空中線電力とすることができる。
- 5 月面反射通信（月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下この表において同じ。）を行う場合に限り、50W以下の空中線電力とすることができる。
- 6 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角は、水平面からの見通し範囲内の山岳、地表面、立木及び建物その他の工作物の仰角の値に6度以上加えた値としなければならない。
- 7 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値を地表線（一の地点から見た地形及び地物と空との境界線をいう。以下この表において同じ。）から3度以上の値としなければならない。また、2,400MHzを超え2,405MHz以下の周波数の電波を使用する場合は、アマ

チュア衛星業務を行うアマチュア局の運用に妨害を与えない場合に限る。

8 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が 1 W 以下の場合に限る。

9 この周波数の使用は、電波の送信の地点から 200 m の範囲内に、住宅、事務所又は事業所その他の居住又は使用している建物が存在しない場合に限る。ただし、当該範囲内の建物の全ての居住者又は使用者が中波放送を受信しないことに関して了解している場合（全ての居住者又は使用者の了解を得ているものとして当該範囲内の建物の所有者又は管理者が了解している場合を含む。）は、この限りでない。

10 この周波数の使用は、産業科学医療用機器からの混信を容認しなければならない。

11 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値は、地表線から 5 度を超える値としなければならない。

12 この周波数の使用は、非常通信の連絡設定に使用する場合に限り、連絡設定後の通信は、他の電波により行わなければならない。ただし、他の電波によって非常通信を行うことができないか又は著しく困難な場合は、この限りでない。

別表第 3 号 2 A F（第二級アマチュア無線技士が開設する移動しないアマチュア局）

記号	指定周波数	電波の型式	空中線電力	附款
----	-------	-------	-------	----

2 A F	136.75kHz	全ての電波 の型式	200W	別記1、別記2、別記3
	475.5kHz		200W	別記1、別記3、別記7、別記8
	1,910kHz		200W	別記1（1,825kHzから1,875kHzまでに限る。）
	3,537.5kHz		200W	別記1（3,575kHzから3,580kHzまで及び3,662kHzから3,680kHzまでに限る。）
	3,798kHz		200W	
	7,100kHz		200W	
	10,125kHz		200W	
	14,175kHz		200W	
	18,118kHz		200W	
	21,225kHz		200W	
	24,940kHz		200W	
28.85MHz	200W			

52MHz		200W	
145MHz		50W	別記 4
435MHz		50W	別記 4
1,280MHz		10W	別記 1、別記 4、別記 5
2,425MHz		2W	別記 1、別記 4、別記 6、別記 9
5,750MHz		2W	別記 1、別記 4、別記 9、別記 10
10.125GHz		2W	別記 1
10.475GHz		2W	別記 4、別記 10
24.025GHz		2W	別記 9、別記 10、別記 11
47.1GHz		0.2W	別記 10、別記 11
77.75GHz		0.2W	
135GHz		0.2W	
249GHz		0.1W	
4,630kHz	A 1 A	200W	別記 12

別記 1 この周波数の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、及び一次業務の無線局か

らの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

- 2 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が 1 W 以下の場合に限る。ただし、電波の送信の地点から 100m の範囲内に鉄道線路がある場合は、等価等方輻射電力が、100m を 1 として鉄道線路からの距離を表した値を二乗した値に 1 W を乗じた値以下の場合に限る。
- 3 この周波数の使用は、高周波利用設備からの混信を許容しなければならない。
- 4 月面反射通信（月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下この表において同じ。）を行う場合に限り、200W 以下の空中線電力とすることができる。
- 5 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角は、水平面からの見通し範囲内の山岳、地表面、立木及び建物その他の工作物の仰角の値に 6 度以上加えた値としなければならない。
- 6 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値を地表線（一の地点から見た地形及び地物と空との境界線をいう。以下この表において同じ。）から 3 度以上の値としなければならない。また、2,400MHz を超え 2,405MHz 以下の周波数の電波を使用する場合は、アマチュア衛星業務を行うアマチュア局の運用に妨害を与えない場合に限る。
- 7 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が 1 W 以下の場合に限る。

- 8 この周波数の使用は、電波の送信の地点から200mの範囲内に、住宅、事務所又は事業所その他の居住又は使用している建物が存在しない場合に限る。ただし、当該範囲内の建物の全ての居住者又は使用者が中波放送を受信しないことに関して了解している場合（全ての居住者又は使用者の了解を得ているものとして当該範囲内の建物の所有者又は管理者が了解している場合を含む。）は、この限りでない。
- 9 この周波数の使用は、産業科学医療用機器からの混信を容認しなければならない。
- 10 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値は、地表線から5度を超える値としなければならない。
- 11 月面反射通信を行う場合に限り、50W以下の空中線電力とすることができる。
- 12 この周波数の使用は、非常通信の連絡設定に使用する場合に限り、連絡設定後の通信は、他の電波により行わなければならない。ただし、他の電波によって非常通信を行うことができないか又は著しく困難な場合は、この限りでない。

別表第4号 3 A F（第三級アマチュア無線技士が開設する移動しないアマチュア局）

記号	指定周波数	電波の型式	空中線電力	附款
3 A F	136.75kHz		50W	別記1、別記2、別記3

475.5kHz
1,910kHz
3,537.5kHz
3,798kHz
7,100kHz
18,118kHz
21,225kHz
24,940kHz
28.85MHz
52MHz
145MHz
435MHz

全ての電波
の型式

50W	別記1、別記3、別記7、別記8
50W	別記1（1,825kHzから1,875kHzまでに限る。）
50W	別記1（3,575kHzから3,580kHzまで及び3,662kHzから3,680kHzまでに限る。）
50W	
50W	
50W	
50W	
50W	
50W	
50W	
50W	
50W	

1, 280MHz		10W	別記 1、別記 4、別記 5
2, 425MHz		2 W	別記 1、別記 4、別記 6、別記 9
5, 750MHz		2 W	別記 1、別記 4、別記 9、別記 10
10. 125GHz		2 W	別記 1
10. 475GHz		2 W	別記 4、別記 10
24. 025GHz		2 W	別記 4、別記 9、別記 10
47. 1GHz		0. 2W	別記 4、別記 10
77. 75GHz		0. 2W	
135GHz		0. 2W	
249GHz		0. 1W	
4, 630kHz	A 1 A	50W	別記 11

別記 1 この周波数の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、及び一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

2 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が 1 W 以下の場合に限る。ただし、電波の送信の地点から 100m の範囲内に鉄道線路がある場合は、等価等方輻射電力が、100m を 1 として鉄道線

路からの距離を表した値を二乗した値に1Wを乗じた値以下の場合に限る。

- 3 この周波数の使用は、高周波利用設備からの混信を許容しなければならない。
- 4 月面反射通信（月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下この表において同じ。）を行う場合に限り、50W以下の空中線電力とすることができる。
- 5 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角は、水平面からの見通し範囲内の山岳、地表面、立木及び建物その他の工作物の仰角の値に6度以上加えた値としなければならない。
- 6 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値を地表線（一の地点から見た地形及び地物と空との境界線をいう。以下この表において同じ。）から3度以上の値としなければならない。また、2,400MHzを超え2,405MHz以下の周波数の電波を使用する場合は、アマチュア衛星業務を行うアマチュア局の運用に妨害を与えない場合に限る。
- 7 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。
- 8 この周波数の使用は、電波の送信の地点から200mの範囲内に、住宅、事務所又は事業所その他の居住又は使用している建物が存在しない場合に限る。ただし、当該範囲内の建物の全ての居住者又は使用者が中波放送を受信しないことに関して了解している場合（全ての居住者又は

使用者の了解を得ているものとして当該範囲内の建物の所有者又は管理者が了解している場合を含む。)は、この限りでない。

9 この周波数の使用は、産業科学医療用機器からの混信を容認しなければならない。

10 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値は、地表線から5度を超える値としなければならない。

11 この周波数の使用は、非常通信の連絡設定に使用する場合に限り、連絡設定後の通信は、他の電波により行わなければならない。ただし、他の電波によって非常通信を行うことができないか又は著しく困難な場合は、この限りでない。

別表第5号 3AM (第三級アマチュア無線技士が開設する移動するアマチュア局)

記号	指定周波数	電波の型式	空中線電力	附款
3AM	136.75kHz	全ての電波 の型式	50W	別記1、別記2、別記3
	475.5kHz		50W	別記1、別記3、別記8、別記9
	1,910kHz		50W	別記1 (1,825kHzから1,875kHzまでに限る。)

3,537.5kHz
3,798kHz
7,100kHz
18,118kHz
21,225kHz
24,940kHz
28.85MHz
52MHz
145MHz
435MHz
1,280MHz
2,425MHz
5,750MHz

50W	別記1 (3,575kHz から 3,580kHz まで及び 3,662kHz から 3,680kHz までに限る。)
50W	
50W	
50W	
50W	
50W	
50W	
50W	
50W	
50W	
1 W	別記1、別記4、別記5、別記6
2 W	別記1、別記5、別記7、別記10
2 W	別記1、別記5、別記10、別記11

10.125GHz		2 W	別記 1
10.475GHz		2 W	別記 5、別記 11
24.025GHz		2 W	別記 5、別記 10、別記 11
47.1GHz		0.2 W	別記 5、別記 11
77.75GHz		0.2 W	
135GHz		0.2 W	
249GHz		0.1 W	
4,630kHz	A 1 A	50W	別記 12

- 別記 1 この周波数の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、及び一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。
- 2 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が 1 W 以下の場合に限る。ただし、電波の送信の地点から 100m の範囲内に鉄道線路がある場合は、等価等方輻射電力が、100m を 1 として鉄道線路からの距離を表した値を二乗した値に 1 W を乗じた値以下の場合に限る。
- 3 この周波数の使用は、高周波利用設備からの混信を許容しなければならない。
- 4 この周波数の使用は、常置場所で使用する場合に限り、10W 以下の空中線電力とすることが

できる。

- 5 月面反射通信（月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下この表において同じ。）を行う場合に限り、50W以下の空中線電力とすることができる。
- 6 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角は、水平面からの見通し範囲内の山岳、地表面、立木及び建物その他の工作物の仰角の値に6度以上加えた値としなければならない。
- 7 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値を地表線（一の地点から見た地形及び地物と空との境界線をいう。以下この表において同じ。）から3度以上の値としなければならない。また、2,400MHzを超え2,405MHz以下の周波数の電波を使用する場合は、アマチュア衛星業務を行うアマチュア局の運用に妨害を与えない場合に限る。
- 8 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。
- 9 この周波数の使用は、電波の送信の地点から200mの範囲内に、住宅、事務所又は事業所その他の居住又は使用している建物が存在しない場合に限る。ただし、当該範囲内の建物の全ての居住者又は使用者が中波放送を受信しないことに関して了解している場合（全ての居住者又は使用者の了解を得ているものとして当該範囲内の建物の所有者又は管理者が了解している場

合を含む。)は、この限りでない。

10 この周波数の使用は、産業科学医療用機器からの混信を容認しなければならない。

11 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値は、地表線から5度を超える値としなければならない。

12 この周波数の使用は、非常通信の連絡設定に使用する場合に限り、連絡設定後の通信は、他の電波により行わなければならない。ただし、他の電波によって非常通信を行うことができないか又は著しく困難な場合は、この限りでない。

別表第6号 4 A F (第四級アマチュア無線技士が開設する移動しないアマチュア局)

記号	指定周波数	電波の型式	空中線電力	附款
4 A F	136.75kHz	全ての電波の型式(モース符号によるものを除く。)	10W	別記1、別記2、別記3
	475.5kHz		10W	別記1、別記3、別記7、別記8
	1,910kHz		10W	別記1 (1,825kHzから1,875kHzまでに限る。)
	3,537.5kHz		10W	別記1 (3,575kHzから3,580kHzまで及び3,662kHzから3,680kHzまでに限

3,798kHz
7,100kHz
21,225kHz
24,940kHz
28.85MHz
52MHz
145MHz
435MHz
1,280MHz
2,425MHz
5,750MHz
10.125GHz
10.475GHz
24.025GHz

	る。)
10W	
10W	
10W	
10W	
10W	
20W	
20W	
20W	
10W	別記 1、別記 4、別記 5
2 W	別記 1、別記 4、別記 6、別記 9
2 W	別記 1、別記 4、別記 9、別記 10
2 W	別記 1
2 W	別記 4、別記 10
2 W	別記 4、別記 9、別記 10

47.1GHz	0.2W	別記4、別記10
77.75GHz	0.2W	
135GHz	0.2W	
249GHz	0.1W	

- 別記1 この周波数の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、及び一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。
- 2 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。ただし、電波の送信の地点から100mの範囲内に鉄道線路がある場合は、等価等方輻射電力が、100mを1として鉄道線路からの距離を表した値を二乗した値に1Wを乗じた値以下の場合に限る。
- 3 この周波数の使用は、高周波利用設備からの混信を許容しなければならない。
- 4 月面反射通信（月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下この表において同じ。）を行う場合に限り、20W以下の空中線電力とすることができる。
- 5 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角は、水平面からの見通し範囲内の山岳、地表面、立木及び建物その他の工作物の仰角の値に6度以上加えた値としなければならない。

- 6 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値を地表線（一の地点から見た地形及び地物と空との境界線をいう。以下この表において同じ。）から3度以上の値としなければならない。また、2,400MHzを超え2,405MHz以下の周波数の電波を使用する場合は、アマチュア衛星業務を行うアマチュア局の運用に妨害を与えない場合に限る。
- 7 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。
- 8 この周波数の使用は、電波の送信の地点から200mの範囲内に、住宅、事務所又は事業所その他の居住又は使用している建物が存在しない場合に限る。ただし、当該範囲内の全ての建物の居住者又は使用者が中波放送を受信しないことに関して了解している場合（全ての居住者又は使用者の了解を得ているものとして当該範囲内の建物の所有者又は管理者が了解している場合を含む。）は、この限りでない。
- 9 この周波数の使用は、産業科学医療用機器からの混信を容認しなければならない。
- 10 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値は、地表線から5度を超える値としなければならない。

別表第7号 4AM（第四級アマチュア無線技士が開設する移動するアマチュア局）

記号	指定周波数	電波の型式	空中線電力	附款
----	-------	-------	-------	----

4 A M	136.75kHz	全ての電波の型式（モース符号によるものを除く。）	10W	別記1、別記2、別記3
	475.5kHz		10W	別記1、別記3、別記8、別記9
	1,910kHz		10W	別記1（1,825kHzから1,875kHzまでに限る。）
	3,537.5kHz		10W	別記1（3,575kHzから3,580kHzまで及び3,662kHzから3,680kHzまでに限る。）
	3,798kHz		10W	
	7,100kHz		10W	
	21,225kHz		10W	
	24,940kHz		10W	
	28.85MHz		10W	
	52MHz		20W	
	145MHz		20W	
	435MHz		20W	

1, 280MHz	1 W	別記 1、別記 4、別記 5、別記 6
2, 425MHz	2 W	別記 1、別記 5、別記 7、別記 10
5, 750MHz	2 W	別記 1、別記 5、別記 10、別記 11
10. 125GHz	2 W	別記 1
10. 475GHz	2 W	別記 5、別記 11
24. 025GHz	2 W	別記 5、別記 10、別記 11
47. 1GHz	0. 2W	別記 5、別記 11
77. 75GHz	0. 2W	
135GHz	0. 2W	
249GHz	0. 1W	

別記 1 この周波数の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、及び一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

2 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が 1 W 以下の場合に限る。ただし、電波の送信の地点から 100m の範囲内に鉄道線路がある場合は、等価等方輻射電力が、100m を 1 として鉄道線路からの距離を表した値を二乗した値に 1 W を乗じた値以下の場合に限る。

- 3 この周波数の使用は、高周波利用設備からの混信を許容しなければならない。
- 4 この周波数の使用は、常置場所で使用する場合に限り、10W以下の空中線電力とすることができる。
- 5 月面反射通信（月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下この表において同じ。）を行う場合に限り、20W以下の空中線電力とすることができる。
- 6 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角は、水平面からの見通し範囲内の山岳、地表面、立木及び建物その他の工作物の仰角の値に6度以上加えた値としなければならない。
- 7 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値を地表線（一の地点から見た地形及び地物と空との境界線をいう。以下この表において同じ。）から3度以上の値としなければならない。また、2,400MHzを超え2,405MHz以下の周波数の電波を使用する場合は、アマチュア衛星業務を行うアマチュア局の運用に妨害を与えない場合に限る。
- 8 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。
- 9 この周波数の使用は、電波の送信の地点から200mの範囲内に、住宅、事務所又は事業所その他の居住又は使用している建物が存在しない場合に限る。ただし、当該範囲内の建物の全ての

居住者又は使用者が中波放送を受信しないことに関して了解している場合（全ての居住者又は使用者の了解を得ているものとして当該範囲内の建物の所有者又は管理者が了解している場合を含む。）は、この限りでない。

10 この周波数の使用は、産業科学医療用機器からの混信を容認しなければならない。

11 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値は、地表線から5度を超える値としなければならない。

別表第8号 A T R（アマチュア業務の中継用無線局）

記号	指定周波数	電波の型式	空中線電力	附款
A T R	28.85MHz	全ての電波 の型式	50W	
	435MHz		10W	
	1,280MHz		1 W	別記 1
	2,425MHz		2 W	別記 1、別記 2
	5,750MHz		2 W	別記 1、別記 2
	10.125GHz		2 W	別記 1

別記 1 この周波数の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、及び一次業務の無線局か

らの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

2 この周波数の使用は、産業科学医療用機器からの混信を容認しなければならない。

○総務省告示第七十八号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の五第一項第二号の規定に基づき、同号に規定するアマチュア局の無線設備を次のとおり定め、令和五年九月二十五日から施行する。

令和五年三月二十二日

総務大臣 松本 剛明

- 一 適合表示無線設備
- 二 空中線電力二〇〇ワット以下の無線設備であつて、総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従つて行つた法第三章の技術基準に適合していることの保証を受けたもの

○総務省告示第七十九号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の五第一項第三号の規定に基づき、昭和三十六年郵政省告示第百九十九号（無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十二日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>[一・三 略]</p> <p>四 空中線電力が二〇〇ワット以下のアマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）であつて、総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従つて行つた法第三章の技術基準に適合していることの保証を受けた無線設備を使用するもの</p> <p>[五・六 略]</p>	<p>[一・三 同上]</p> <p>四 空中線電力が二〇〇ワット以下のアマチュア局であつて、総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従つて行つた法第三章の技術基準に適合していることの保証を受けた無線設備を使用するもの</p> <p>[五・六 同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

○総務省告示第八十号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第二百五十八条の二の規定に基づき、アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を次のように定め、令和五年九月二十五日から施行する。

なお、平成二十一年総務省告示第百七十九号（アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件）は、令和五年九月二十四日限り、廃止する。

令和五年三月二十二日

総務大臣 松本 剛明

アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別

	周波数帯の別	使用電波の型式及び周波数の使用区別	
		電波の型式	周波数
1	135.7kHzから 137.8kHzまで	全ての電波の型式	135.7kHzから 137.8kHzまで
2	472kHzから 479kHzまで	全ての電波の型式	472kHzから 479kHzまで

3	1,800kHzから 1,875kHzまで及び	A 1 A	1,800kHzから 1,830kHzまで
	1,907.5kHzから 1,912.5kHzまで	全ての電波の型式 (注1)	1,830kHzから 1,875kHzまで
		全ての電波の型式	1,907.5kHzから 1,912.5kHzまで
4	3,500kHzから 3,580kHzまで、 3,599kHzから 3,612kHzまで及び 3,662kHzから 3,687kHzまで	A 1 A	3,500kHzから 3,530kHzまで
		全ての電波の型式	3,530kHzから 3,580kHzまで
			3,599kHzから 3,612kHzまで
			3,662kHzから 3,687kHzまで
5	3,702kHzから	全ての電波の型式	3,702kHzから

	3,716kHzまで、 3,745kHzから 3,770kHzまで及び 3,791kHzから 3,805kHzまで		3,716kHzまで 3,745kHzから 3,770kHzまで 3,791kHzから 3,805kHzまで
6	7,000kHzから 7,200kHzまで	A 1 A	7,000kHzから 7,030kHzまで
		全ての電波の型式	7,030kHzから 7,200kHzまで
7	10,100kHzから 10,150kHzまで	A 1 A	10,100kHzから 10,120kHzまで
		全ての電波の型式 (注2)	10,120kHzから 10,150kHzまで
8	14,000kHzから 14,350kHzまで	A 1 A	14,000kHzから 14,070kHzまで

		全ての電波の型式	14,070kHzから 14,350kHzまで
9	18,068kHzから 18,168kHzまで	A 1 A	18,068kHzから 18,080kHzまで
		全ての電波の型式	18,080kHzから 18,168kHzまで
10	21,000kHzから 21,450kHzまで	A 1 A	21,000kHzから 21,070kHzまで
		全ての電波の型式	21,070kHzから 21,450kHzまで
11	24,890kHzから 24,990kHzまで	A 1 A	24,890kHzから 24,900kHzまで
		全ての電波の型式	24,900kHzから 24,990kHzまで
12	28MHzから	A 1 A	28MHzから

	29.7MHzまで		28.07MHzまで
		全ての電波の型式 (注3)	28.07MHzから 29MHzまで
		全ての電波の型式	29MHzから 29.3MHzまで
			29.3MHzから 29.51MHzまで (注6)
			29.51MHzから 29.59MHzまで (注7)
			29.59MHzから 29.61MHzまで
			29.61MHzから 29.7MHzまで (注7)
13	50MHzから 54MHzまで	全ての電波の型式 (注4)	50MHzから 50.07MHzまで (注8)

		全ての電波の型式 (注3)	50.07MHzから 50.3MHzまで(注8)
			50.3MHzから 51MHzまで
		全ての電波の型式	51MHzから 54MHzまで
14	144MHzから 146MHzまで	全ての電波の型式 (注3)	144MHzから 144.02MHzまで(注9)
			144.02MHzから 144.2MHzまで(注8)
			144.2MHzから 144.5MHzまで
		全ての電波の型式	144.5MHzから 144.6MHzまで(注15)
			144.6MHzから

			144.7MHzまで
		全ての電波の型式 (注5)	144.7MHzから 145.65MHzまで (注10)
		全ての電波の型式	145.65MHzから 145.8MHzまで (注15)
			145.8MHzから 146MHzまで (注6)
15	430MHzから 440MHzまで	A 1 A	430MHzから 430.1MHzまで
		全ての電波の型式 (注3)	430.1MHzから 430.7MHzまで
		全ての電波の型式	430.7MHzから 431MHzまで (注15)
			431MHzから 431.4MHzまで

		全ての電波の型式 (注5)	431.4MHzから 431.9MHzまで (注10)
		全ての電波の型式 (注3)	431.9MHzから 432.1MHzまで (注9)
		全ての電波の型式 (注5)	432.1MHzから 434MHzまで (注10)
		全ての電波の型式	434MHzから 435MHzまで (注11、注15)
			435MHzから 438MHzまで (注6)
			438MHzから 439MHzまで (注15)
			439MHzから 440MHzまで (注11、注15)
16	1,260MHzから	全ての電波の型式	1,260MHzから

1,300MHzまで		1,270MHzまで（注6）
		1,270MHzから
		1,273MHzまで（注11）
		1,273MHzから
		1,290MHzまで
		1,290MHzから
		1,293MHzまで（注11）
		1,293MHzから
		1,295.8MHzまで
	全ての電波の型式 （注3）	1,295.8MHzから
	1,296.2MHzまで（注9）	
全ての電波の型式	1,296.2MHzから	
	1,299MHzまで	
	1,299MHzから	
	1,300MHzまで（注11）	

17	2,400MHzから 2,450MHzまで	全ての電波の型式	2,400MHzから 2,405MHzまで（注12）
			2,405MHzから 2,407MHzまで（注11）
			2,407MHzから 2,424MHzまで
			2,424MHzから 2,424.5MHzまで（注8）
			2,424.5MHzから 2,425MHzまで
			2,425MHzから 2,427MHzまで（注11）
			2,427MHzから 2,450MHzまで
			5,650MHzから
18	5,650MHzから	全ての電波の型式	5,650MHzから

5,850MHzまで

5,670MHzまで（注13）

5,670MHzから

5,690MHzまで（注11）

5,690MHzから

5,725MHzまで

5,725MHzから

5,730MHzまで（注11）

5,730MHzから

5,760MHzまで

5,760MHzから

5,762MHzまで（注8）

5,762MHzから

5,765MHzまで

5,765MHzから

5,770MHzまで（注11）

			5,770MHzから 5,810MHzまで
			5,810MHzから 5,830MHzまで（注11）
			5,830MHzから 5,850MHzまで（注13）
19	10GHzから 10.25GHzまで	全ての電波の型式	10GHzから 10.025GHzまで（注11）
			10.025GHzから 10.15GHzまで
			10.15GHzから 10.18GHzまで（注11）
			10.18GHzから 10.245GHzまで
			10.245GHzから

			10.25GHzまで（注11）
20	10.45GHzから 10.5GHzまで	全ての電波の型式	10.45GHzから 10.5GHzまで（注14）

備考1 自動受信を目的とする場合は、モールス符号によるものを除く。

備考2 周波数の欄に定める各周波数の範囲は、上限の周波数は当該範囲に含み、下限の周波数は当該範囲に含まないものとする。

備考3 周波数の欄に定める各周波数は、別に注で定める場合を除き、次に掲げる場合に使用することはできない。

- (1) 衛星通信を行う場合
- (2) 一般社団法人日本アマチュア無線連盟（以下「連盟」という。）のアマチュア業務の中継用無線局を介する通信に使用する場合（以下「連盟の中継用無線局に係る通信を行う場合」という。）
- (3) 月面反射通信（月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下同じ。）を行う場合

備考4 2,000kHz以下の周波数の電波は、別に注で定める場合を除き、その占有周波数帯幅が0.5kHz以下のものに限り使用することができる。

備考5 2,000kHzを超え24,999kHz以下の周波数の電波は、その占有周波数帯幅が3kHz以下のものに限り使用することができる。ただし、A3E電波については、その占有周波数帯幅が6kHz以下の場合に限り使用することができる。

備考6 144MHzを超え440MHz以下の周波数の電波は、別に注で定める場合を除き、公衆網に接続して音声（これに付随するデータを含む。）の伝送を行う通信（インターネットを利用して遠隔操作を行い通信する場合を除く。）に使用することはできない。

備考7 この表の規定にかかわらず、次に掲げる周波数は、A1A電波により連盟が標識信号の送信を行う場合に限り使用することができる。

14,100kHz、18,110kHz、21,150kHz、24,930kHz、28.2MHz、50.01MHz

備考8 この表の規定にかかわらず、次に掲げる周波数は、F2A電波又はF3E電波により連絡設定を行う場合に限り使用することができる。

51MHz、145MHz、433MHz、1,295MHz、2,427MHz、5,760MHz、10.24GHz

- 注1 備考4の規定にかかわらず、この電波は、その占有周波数帯幅が3 kHz以下の場合に限り使用することができる。ただし、A3E電波については、その占有周波数帯幅が6 kHz以下の場合に限り使用することができる。
- 注2 この電波は、その占有周波数帯幅が2 kHz以下の場合に限り使用することができる。
- 注3 この電波は、その占有周波数帯幅が3 kHz以下の場合に限り使用することができる。ただし、A3E電波については、その占有周波数帯幅が6 kHz以下の場合に限り使用することができるものとし、また、144.3MHzから144.5MHzまでの周波数の電波で国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行う場合については、その占有周波数帯幅が40kHz以下のときに限り使用することができるものとする。
- 注4 この電波は、その占有周波数帯幅が2 kHz以下の場合に限り使用することができる。ただし、月面反射通信を行う場合については、その占有周波数帯幅が3 kHz以下の場合に限り使用することができる。
- 注5 この電波は、その占有周波数帯幅が3 kHzを超える場合に限り使用することができる。
- 注6 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、衛星通信を行う場合に限り使用することができる。

- 注7 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、連盟の中継用無線局に係る通信を行う場合に使用することができる。
- 注8 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、月面反射通信を行う場合に使用することができる。
- 注9 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、月面反射通信を行う場合に限り使用することができる。
- 注10 この周波数の電波は、直接印刷無線電信及びデータ伝送（音声とデータを複合した通信及び画像の伝送を除く。）を行う通信に使用することはできない。
- 注11 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、連盟の中継用無線局に係る通信を行う場合に限り使用することができる。
- 注12 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、衛星通信又は月面反射通信を行う場合に限り使用することができる。
- 注13 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、衛星通信又は連盟の中継用無線局に係る通信を行う場合に限り使用することができる。
- 注14 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、衛星通信又は月面反射通信を行う場合に使用することができる。

注15 備考6の規定にかかわらず、この周波数の電波は、公衆網に接続して音声（これに付随するデータを含む。）の伝送を行う通信に使用することができる。

○総務省告示第八十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第54の規定に基づき、アマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を次のように定め、令和五年九月二十五日から施行する。

なお、平成二十一年総務省告示第百二十五号（アマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）は、令和五年九月二十四日限り、廃止する。

令和五年三月二十二日

総務大臣 松本 剛明

占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
A 1 A	0.5kHz	
A 3 E B 8 W	6 kHz	注1、注2、注3、注4、注5
D 7 D F 1 D	3 kHz	注1、注2、注5、注6、注7

F 2 A		
F 2 B		
F 2 C		
F 2 D		
F 2 E		
F 3 C		
F 3 F		
F 7 D		
F 7 W		
G 1 D		
G 1 E		
G 7 D		
F 1 E	6 kHz	注 1、注 2、注 3、注 5、注 8
F 3 E	40kHz	注 1、注 2、注 3、注 5、注 7
F 8 W		

その他の電波の型式	3 kHz	注 1、注 2、注 4、注 5、注 9
-----------	-------	---------------------

- 注 1 135.7kHzから137.8kHzまで及び472kHzから479kHzまでの周波数の電波を使用する場合の占有周波数帯幅の許容値は、占有周波数帯幅の許容値の欄に規定する値にかかわらず、200Hz以下とする。
- 注 2 1,260MHzから1,300MHzまで、2,400MHzから2,450MHzまで、5,650MHzから5,850MHzまで、10GHzから10.25GHzまで及び10.45GHzから10.5GHzまでの周波数の電波を使用する場合の占有周波数帯幅の許容値は、占有周波数帯幅の許容値の欄に規定する値にかかわらず、18MHz以下とする。
- 注 3 1,907.5kHzから1,912.5kHzまでの周波数の電波を使用する場合の占有周波数帯幅の許容値は、占有周波数帯幅の許容値の欄に規定する値にかかわらず、3 kHz以下とする。
- 注 4 50MHzから54MHzまで、144MHzから146MHzまで及び430MHzから440MHzまでの周波数の電波を使用する場合の占有周波数帯幅の許容値は、占有周波数帯幅の許容値の欄に規定する値にかかわらず、25kHz以下とする。
- 注 5 24GHz以上の周波数の電波を使用する場合の占有周波数帯幅の許容値は、占有周波数帯幅の許容値の欄に規定する値にかかわらず、20MHz以下とする。

- 注 6 28MHzから29.7MHzまで、50MHzから54MHzまで及び144MHzから146MHzまでの周波数の電波を使用する場合の占有周波数帯幅の許容値は、占有周波数帯幅の許容値の欄に規定する値にかかわらず、40kHz以下とする。
- 注 7 430MHzから440MHzまでの周波数の電波を使用する場合の占有周波数帯幅の許容値は、占有周波数帯幅の許容値の欄に規定する値にかかわらず、30kHz以下とする。
- 注 8 28MHzから29.7MHzまで、50MHzから54MHzまで、144MHzから146MHzまで及び430MHzから440MHzまでの周波数の電波を使用する場合の占有周波数帯幅の許容値は、占有周波数帯幅の許容値の欄に規定する値にかかわらず、30kHz以下とする。
- 注 9 28MHzから29.7MHzまでの周波数の電波を使用する場合の占有周波数帯幅の許容値は、占有周波数帯幅の許容値の欄に規定する値にかかわらず、6 kHz以下とする。

○ 総務省告示第八十二号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）別表第一号一(3)の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八十八号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十二日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別表第三十五 証明規則第2条第1項第12号に掲げる無線設備の試験方法</p> <p>一 一般事項</p> <p> [1～5 略]</p> <p>6 その他</p> <p> [(1)・(2) 略]</p> <p> (3) 本試験方法は以下の周波数、電波型式の無線設備に適用する。</p> <p> ア 周波数範囲 <u>1,800kHz</u>～2,450MHz</p> <p> [イ・ウ 略]</p> <p> [(4) 略]</p> <p>[二～十 略]</p>	<p>別表第三十五 [同左]</p> <p>一 [同左]</p> <p> [1～5 同左]</p> <p>6 [同左]</p> <p> [(1)・(2) 同左]</p> <p> (3) [同左]</p> <p> ア 周波数範囲 <u>1,810kHz</u>～2,450MHz</p> <p> [イ・ウ 同左]</p> <p> [(4) 同左]</p> <p>[二～十 同左]</p>
<p>備考 表中の [] の記号は対応しない。</p>	

○総務省告示第八十三号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第二十一条第一項第六号の規定に基づき、平成五年郵政省告示第五百五十三号（無線従事者養成課程の実施要領を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十二日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>[一 略]</p> <p>一 同時受講型授業又は同時・随時受講型授業（同時受講型授業に係る部分に限る。）の場合にあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>[一～4 略]</p> <p>二 随時受講型授業又は同時・随時受講型授業（随時受講型授業に係る部分に限る。）の場合にあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>[一～5 略]</p> <p>[四 略]</p>	<p>[一 同上]</p> <p>一 <u>同時受講型授業</u>の場合にあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>[一～4 同上]</p> <p>二 <u>随時受講型授業</u>の場合にあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>[一～5 同上]</p> <p>[四 同上]</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

○総務省告示第八十四号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正し、令和五年九月二十五日から施行する。

令和五年三月二十二日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

[1・2 略]

3 無線設備等

[一・一の二 略]

二 電気的特性

点検の項目	具体的な点検の実施方法等
1 周波数	[ア 略] イ アマチュア局にあつては、無線設備を <u>周波数帯ごとの指定周波数に設定して測定する（発射可能な周波数帯に限る。）</u> 。 [ウ～カ 略]
2 スプリアス発射の強度	[ア 略] イ アマチュア局にあつては、無線設備を <u>周波数帯ごとの指定周波数に設定し、測定する（発射可能な周波数帯に限る。）</u> 。 [ウ～ク 略]
3 不要発射の強度	[ア・イ 略] ウ アマチュア局にあつては、無線設備を <u>周波数帯ごとの指定周波数に設定し、測定する（発射可能な周波数帯に限る。）</u> 。 [エ～ク 略]
4 占有周波数帯幅	[ア 略] イ 無線設備の通常の運用における変調状態で測定する。 アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）の無線設備の送信機に接続する附属装置（当該送信機の外部入力端子に接続するものであって、当該接続により当該送信機に係る無線設備の電気的特性（電波の型式に係るものを除く。）に変更を来さないものに限る。）にあつては、

改正前

[1・2 同左]

3 [同左]

[一・一の二 同左]

二 [同左]

点検の項目	具体的な点検の実施方法等
1 周波数	[ア 同左] イ アマチュア局にあつては、無線設備を <u>各周波数帯ごとの指定周波数に設定して測定する</u> 。 [ウ～カ 同左]
2 スプリアス発射の強度	[ア 同左] イ アマチュア局にあつては、無線設備を <u>各周波数帯ごとの指定周波数に設定し、測定する</u> 。 [ウ～ク 同左]
3 不要発射の強度	[ア・イ 同左] ウ アマチュア局にあつては、無線設備を <u>各周波数帯ごとの指定周波数に設定し、測定する</u> 。 [エ～ク 同左]
4 占有周波数帯幅	[ア 同左] イ 無線設備の通常の運用における変調状態で測定する。ただし、周波数偏移、周波数偏位、変調度又は送信スペクトラム等の測定に代えることができる。

	<p>当該附属装置を除いた状態で測定する。</p> <p>ただし、周波数偏移、周波数偏位、変調度又は送信スペクトラム等の測定に代えることができる。</p> <p>[ウ 略]</p>
5 空中線電力	<p>[ア 略]</p> <p>イ アマチュア局にあつては、無線設備を<u>周波数帯ごとの</u>指定周波数に設定し、<u>測定する</u>（発射可能な周波数帯に限る。）。 [ウ～シ 略]</p>
6 隣接チャネル漏えい電力	<p>ア 全ての周波数（設備規則第49条の6の9、第49条の6の10、第49条の6の12、第49条の6の13、第49条の28、第49条の29又は第49条の29の2に規定する無線局の送信装置のうち、複数の搬送波を同時に送信する一のものにあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）ごとに、その値を<u>測定する</u>（アマチュア局の無線設備にあつては発射可能な周波数に限る。）。 ただし、同一周波数帯内で複数の周波数の指定を受けている無線設備にあつては、周波数帯ごとに最低、最高、その中間等の周波数を選定して測定できる。 [イ 略]</p>
7 変調特性	<p>指定を受けた周波数帯における電波の型式ごとに、任意の1周波数を選定し、当該無線設備の変調周波数又は変調度を設備規則に規定する条件に従って測定する。 アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）の無線設備の送信機に接続する附属装置（当該送信機の外部入力端子に接続するものであつて、当該接続により当該送信機に係る無線設備の電気的特性（電波の型式に係る</p>

	<p>[ウ 同左]</p>
5 空中線電力	<p>[ア 同左]</p> <p>イ アマチュア局にあつては、無線設備を<u>各周波数帯ごとの</u>指定周波数に設定し、<u>測定する</u>。 [ウ～シ 同左]</p>
6 隣接チャネル漏えい電力	<p>ア 全ての周波数（設備規則第49条の6の9、第49条の6の10、第49条の6の12、第49条の6の13、第49条の28、第49条の29又は第49条の29の2に規定する無線局の送信装置のうち、複数の搬送波を同時に送信する一のものにあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）ごとに、その値を<u>測定する</u>。 ただし、同一周波数帯内で複数の周波数の指定を受けている無線設備にあつては、周波数帯ごとに最低、最高、その中間等の周波数を選定して測定できる。 [イ 同左]</p>
7 変調特性	<p>指定を受けた周波数帯における電波の型式ごとに、任意の1周波数を選定し、当該無線設備の変調周波数又は変調度を設備規則に規定する条件に従って測定する。 なお、航空局、航空機局、海岸局及び船舶局の無線設備であつて、主搬送波の型式が振幅変調のものにあつては、変調度を測定する。</p>

ものを除く。)に変更を来さないものに限る。)にあつては、当該附属装置を除いた状態で測定する。

なお、航空局、航空機局、海岸局及び船舶局の無線設備であつて、主搬送波の型式が振幅変調のものにあつては、変調度を測定する。

[8～20 略]

[注 1～5 略]

三 総合試験

点検を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地通信を行つて、その通信の状況等を確認する。ただし、実験試験局（宇宙無線通信を行うものを除く。）については、総合試験を省略することができる。

無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。

点検対象無線局等の種別	総合試験の方法等	備考
[1～4 略]		
5 アマチュア局	(1) 工事設計書に記載された無線設備及びそれぞれの指定周波数帯（発射可能な周波数帯に限る。）ごとに発射可能な最大の空中線電力（指定事項の範囲内に限る。）で試験電波を発射して、設置場所及びその周囲のテレビ及びラジオの放送受信に対する障害の有無を確	記載に当たつては、通信の相手方、使用設備名、使用した電波の型式及び周波数も併せて記載すること。

[8～20 同左]

[注 1～5 同左]

三 [同左]

[同左]

点検対象無線局等の種別	総合試験の方法等	備考
[1～4 同左]		
5 アマチュア局	工事設計書に記載された無線設備及びそれぞれの指定周波数帯ごとに指定空中線電力で試験電波を発射して、設置場所及びその周囲のテレビ及びラジオの放送受信に対する障害の有無を確認する。	

認する。

(2) 人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局については、代表的な通信の相手方及び使用する電波の型式並びに周波数を選定し、次のいずれかにより実地通信を行う。

ア 通信系の受信端における通信路の信号対雑音比、符号誤り率、回線信頼度の測定

イ 感度、明瞭度、混信妨害及び雑音等の有無

ウ 無線設備の送受等の切換、制御又は呼出等の特定の信号に対する動作若しくは受信データ、画像の表示の良否

[6 略]

[注 1・2 略]

[6 同左]

[注 1・2 同左]

無線 総局の [] の設備は対応しない。